|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年　月　日～　　年　月　日 |

受け入れた寄附金の明細表　　第１表付表１（相対値基準・原則用）

１　基準限度額の計算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受入寄附金総額 | Ⓐ | 円 |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | Ⓑ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10％相当額（（Ⓐ－Ⓑ）×10％）） | Ⓒ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50％相当額（（Ⓐ－Ⓑ）×50％）） | Ⓓ | 円 |

２　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ⓐのうち寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）  及びその住所が明らかでない寄附金の額 | Ⓔ | 円 |

３　寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員の氏名 | | 役職 | | ①  寄附金額 | | ②  ①欄とⒸ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ）欄のいずれか少ない金額 | ③  ①のうち基準限度超過  額（①－②） | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
|  | |  | | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 | | | Ⓕ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| Ⓕ欄以外の同一の者からの寄附金の額が１千円以上のものの合計額 | 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 | | Ⓖ | 円 | | 円 | 円 | |
| Ⓖ欄以外の者 | | Ⓗ | （　　　　　　　　）  円 | | （　　　　　　　　）  円 | （　　　　　　　　）  円 | |
| 同一の者からの寄附金の額が１千円未満のものの合計額 | | | Ⓘ | （　　　　　　　　）  円 | |  |  | |
| 休眠預金等交付金関係助成金 | | | Ⓙ | 円 | |  |  | |
| 合　　計（Ⓕ＋Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓘ＋Ⓙ） | | | | Ⓚ | （　　　　　　）    　　　　　　　円 |  | Ⓛ | （　　　　　　）  円 |

（注意事項）

①～③の各欄の「（　）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。